# 建設業法施行規則の一部改正について

### 1. 改正の背景

民法の一部を改正する法律(平成23年法律第61号)により、法人も未成年者の法定代理人となることができることとなった。また、当該法律の附則改正において、建設業法(昭和24年法律第100号)が改正され、営業に関し成年者と同一の行為能力を有さない未成年者の法定代理人が法人であるときはその役員についても、建設業の許可の欠格要件を判断することとなった。今般、当該法律の施行に伴い、建設業の許可に際しての具体的な提出書類について所要の改正を行うこととした。

### 2. 改正の内容

現行、建設業許可申請において、営業に関し成年者と同一の行為能力を有さない未成年者の法定代理人が提出することとされている添付書類については「法人である場合においては、その役員」が提出することとし、法定代理人である法人の役員についても欠格要件に該当しないことを確認できるように措置する。

### 3. スケジュール

公布:平成24年3月30日 施行:平成24年4月1日

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照表 建設業法施行規則 (昭和二十四年建設省令第十四号)

(第一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

 $\bigcirc$ 

でない。一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限り一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限り類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のほかかわらず、同項第二号及び第七号から第十七号までに掲げる書

一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限り類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のにかかわらず、同項第二号及び第七号から第十六号までに掲げる書

その記載事項に変更がない場合に限る。

八号、第十一号、第十三号及び第十六号に掲げる書類については、
「いる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第二号、第七号から第十一号まで及び第十三号から第十六号までに掲

3

でない。

「 地方整備局長 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。 知事 」	記載要領	地方整備局長 北海道開発局長 知事 - 殿	平成 年 月 日申請者 印	申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。	誓 約 書	様式第六号(第二条関係) (用紙A4)	
「 地方整備局長 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。 知事 」	記載要領	地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿	平成 年 月 日申請者 印	申請者、申請者の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。	曹 約 書	様式第六号(第二条関係) (用紙A4)	

Ħ 上記のとおり相違ありません。 許可申離者 については、不要のものを損すこと FE 31 B 推 10 Я (用紙A4) m H ( 佐人の発動)
 ( 大人の発動)
 ( 大人人)
 ( 大大人人)
 ( 大大人)
 ( 大大人)

上記のとおり相違ありません。 #ii 3s # 16 18 p. m III 위

許可申請者 (法人の役員) の略歴書 査定代理人)

誓 約 書

申請者、申請者の役員及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員は、同法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

 平成
 年
 月
 日

 申請者
 印

地方整備局長 北海道開発局長 知事 殿

## 記載要領

「 地方整備局長 北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。 知事 」

# 法人の役員本人人法定代理人の役員の略歴書

現		住	所	:														
氏			名							生	年	月	目			年	月	日生
職			名							•								
		期		間					従	事	l	た	職	務	内	容		
	自		年	月	E													
	至		年	月	E													
	自		年	月	E													
	至		年	月	E													
職	自		年	月	E													
	至		年	月	<u> </u>													
	自云		年	月	E													
	至自		年 年	<u>月</u> 月	F E													
	至		年	月	F													
	自		年		F													
	至		年	月	Ë													
	自		年	月	· 目													
	至		年	月	E													
	自		年	月	E													
	至		年	<u>月</u> 月	E													
	自		年		E													
	至		年	月	E													
	自		年	月	E													
	至自		年 年	<u>月</u> 月	F F													
	至		年	月	F													
	自		年	月	F													
歴	至		年		E													
	自		年	<u>月</u> 月	E													
	至		年		E													
	自		年	<u>月</u> 月	E													
	至		年	月	E													
		年	月	目					賞		罰	の		内		容		
賞																		
рана (																		
罰																		
		上記	記のと	おり村	建	ありま	せん。											
			<del>1</del>	4成	年	J	1	E						比 名				囙
			<u> 1</u>	龙成	年	J	1	F						氏 名				印

### 記載要領

- 2 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。